２０２６年8月14日発行

2027（令和９）年度　保育園等　入園案内

大府市　幼児教育保育課

申込期間

一斉申込（一次募集）

＜オンライン申込＞

令和８年９月７日（月）9:00～令和８年10月４日（日）17:00

＜市役所での申込＞

令和８年10月１日（木）9:00～12:00

令和８年10月２日（金）9:00～12:00

場所：市役所多目的ホール

※先着順ではありません。指数の順に利用調整を行います。

追加募集（二次募集）

＜受付期間＞

令和９年１月12日（火）９：00～11：30、13：30～16：30

令和９年１月13日（水）９：00～11：30、13：30～16：30

場所：幼児教育保育課 窓口

＜結果発表＞

令和９年１月18日（月）

※一斉申込終了後の空き枠にて申込受付を行います。

※一斉申込で内定をした方は内定園の変更のために追加募集に申込をすることはできません。

※先着順ではありません。

※詳細および結果は後日、大府市ウェブサイトにてご案内します。

随時募集

令和９年１月19日（火）～

場所：幼児教育保育課窓口

※追加募集（二次募集）後の空き枠にて利用申込受付を行います。

※先着順となります。

※詳細は後日、大府市ウェブサイトにてご案内します。

注意事項

幼稚園、認定こども園（教育認定）、認可外保育施設については、当該施設へ直接お申込みください。

目次

Ⅰ　保育園等の入園について 2

1　年齢について 2

2　保育園等とは 2

3　保育園等に入園するには 3

4　教育・保育給付認定とは 4

5　申込みから入園までの流れ（令和９年度入園） 5

6　申込みに必要な書類 6

7　入園可能期間について 8

8　利用調整について 9

9　兄弟姉妹同時入園申込時の利用調整について（入園中の兄弟姉妹の転園希望を含む。） 9

10　保育所入所保留通知の発行について 9

11　申込みの不承諾・決定の取り消しとは １０

12　入園決定後の留意事項 １０

13　入園後の転園について １０

14　支援が必要なお子様について １０

15　共和保育園の改築計画について １０

Ⅱ　利用調整指数表 １１

Ⅲ　保育料等（利用者負担額） 13

1　保育料（３歳未満児のみ） 13

2　延長保育使用料 14

3　祝日保育使用料 14

4　給食費（３歳以上児のみ） 14

5　その他の費用（絵本代など） 15

6　算定の基準となる市町村民税額 15

7　保育料等の納入について 15

Ⅳ　特別利用保育のご案内 15

Ⅴ　現況届等の提出について 15

Ⅵ　保育園等のご案内 18

Ⅶ　その他ご案内 20

Ⅰ　保育園等の入園について

1　年齢について

保育園等における入園児童の保育年齢は下表のとおり、入園年度の４月１日現在の年齢が基準です。
なお、誕生日を迎えても 2027（令和 9）年度中（令和９年４月１日～令和 10 年３月３１日）に保育年齢の変更はありません。

表１－１．保育年齢

	生年月日	クラス	保育年数	入園可能期間（小学校就学前）
３歳以上	令和３年４月２日～令和４年４月１日（2021 年４月２日～2022 年４月１日）	５歳児	１年	～令和 10 年３月３１日（～2028 年３月 31 日）
	令和４年４月２日～令和５年４月１日（2022 年４月２日～2023 年４月１日）	４歳児	２年	～令和 11 年３月３１日（～2029 年３月 31 日）
	令和５年４月２日～令和６年４月１日（2023 年４月２日～2024 年４月１日）	３歳児	３年	～令和 12 年３月３１日（～2030 年３月 31 日）
３歳未満	令和６年４月２日～令和７年４月１日（2024 年４月２日～2025 年４月１日）	２歳児	４年	～令和 13 年３月３１日（～2031 年３月 31 日）
	令和７年４月２日～令和８年４月１日（2025 年４月２日～2026 年４月１日）	１歳児	５年	～令和 14 年３月３１日（～2032 年３月 31 日）
	令和８年４月２日～（2026 年４月２日～　　）	０歳児	６年	～令和 15 年３月３１日（～2033 年３月 31 日）

※令和９年４月２日以降に生まれた方の入園期限は令和１６年３月３１日までとなります。

2　保育園等とは

市内における保育園等の概要は下表のとおりで、受け入れ可能な年齢は施設によって異なります。
詳細は、１８ページ「Ⅵ　保育園等のご案内」を確認してください。

表１－２．保育園等の概要

施設	受入可能年齢	概要
保育園	０～５歳児	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	０～５歳児	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
地域型保育（小規模・事業所内保育）	０～２歳児	１９名以下の少人数で、０～２歳児の児童を預かる施設

3　保育園等に入園するには

保育園等の利用を希望する保護者の方には、利用のための教育・保育給付認定を受けていただきます。
以下の条件に該当する方が、利用のための認定を受けることができます。
「教育・保育給付認定」の詳細は、４ページ「４　教育・保育給付認定とは」を確認してください。

●大府市に居住し、大府市に住民票をもつ小学校就学前の児童と保護者※1
●小学校就学前の児童の保護者が下表の「保育を必要とする理由」に該当

表１－３．入園基準（保育を必要とする理由）及び保育必要量

No.	基準	保護者の状況	保育必要量	
			標準時間（保育）	短時間（保育）
1	就労	月６４時間以上の就労がある。（休憩除く）	●	●
2	妊娠・出産	産前：予定日からおおよそ８週間前まで 産後：出産日からおおよそ８週間後まで	●	●
3	疾病・障がい	病気、負傷または精神や身体に障がいを有する。	●	●
4	介護・看護	長期にわたり病気や負傷、精神や身体に障がいを有する同居の親族を介護・看護している。	●	●
5	災害	火災、風水害、地震など災害の復旧に当たっている。	●	●
6	求職活動	求職活動をしている。	－	●
7	就学	保護者が学校教育法等※2に規定する教育施設等に在学している、または就学が確定している。（月６４時間以上）	●	●
8	虐待・DV	虐待・ＤＶにより保育が困難であると認められる。	●	●
9	育児休業	児童が１～３年保育で育児休業を取得中である。（在園中に職場復帰を予定する場合）	－	●
10	その他	児童福祉等の観点から特に保育が必要と市長が認めるもの。	●	●

※　月に６４時間未満の就労等の場合は、一時的保育を利用してください。
※　上記の状態であることを確認させていただくために必要な書類が異なります。
　　詳細は、６ページ「６　申込みに必要な書類」を確認してください。
※　「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、年度の途中でも退所していただきます。
※1　大府市に転入予定で転入先が決まっている方は、市外の方でも申込み可能です。
※2　①学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること
②職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

4　教育・保育給付認定とは

保育園等の利用を希望する場合、保護者の方には利用のための認定を受けていただく必要があります。保育園等の利用申込みと同時にこの認定をすることで、認定区分（１号、２号、３号）、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、認定事由（就労、妊娠・出産等）、利用期間、利用者負担額が決定され、支給認定証が発行されます。

表１－４．認定区分

認定区分	条件	保育園	認定こども園	地域型保育
１号認定	満３歳以上で**教育**を必要とする場合	※[1]	●	－
２号認定	満３歳以上で**保育**を必要とする場合	●	●	－
３号認定	満３歳未満で**保育**を必要とする場合 （２歳児は３歳の誕生日を迎えると年度途中で２号認定となります）	●	●	●

※[1]　保育園で特別利用保育制度を利用する場合は１号認定となります。詳しくは１５ページ「Ⅳ　特別利用保育のご案内」を確認してください。

※　認定こども園の１号の利用を希望する場合は、当該施設へ直接お申込みください。

表１－５．保育必要量に応じた利用時間

保育必要量	利用時間		
標準時間（**教育**）	４時間	平日	午前 10 時～午後２時
		土曜	－
標準時間（**保育**）	１１時間	平日 土曜	午前７時～午後６時
短時間　（**保育**）	８時間	平日 土曜	午前８時～午後４時
特別利用（**保育**）	６時間 30 分	平日	午前９時～午後３時 30 分
		[T1]土曜	－

施設の開園時間によって利用時間が異なります。詳しくは１８ページ「Ⅵ　保育園等のご案内」を確認してください。

5　申込みから入園までの流れ（令和９年度入園）

日　程	イ　ベ　ン　ト
7月28日～	**広報おおぶ・ウェブサイトで書類等の情報公開**
9月1日～	**書類配布**
9月7日 ～10月4日	**一斉申込（一次募集）** 市役所での書類申込 10月1日.2日 **一斉申込（一次募集）** オンライン申込 9月7日～10月4日 ※来庁しなくても申込ができます。 申込方法による結果への影響はありません
10月9日	**最終締切** ※不備解消期間です。締切日までに不備が解消されない方は受付できません。
～11月中旬	**利用調整** ※利用調整指数に基づき調整を行います。
11月下旬	**内定通知（郵送）** ※発送前後における結果等の回答はできません。 希望園へ入園できず「入所保留」となった場合
12月中	**お子様面談（１次）** **最終決定** ※内定した保育園にて行います。 ※保育園によって実施日が異なるため詳細は別途通知します。 ※面談後に入園が決定となります。
1月12日.13日	**追加募集（二次募集）** ※事前に空き枠を市ウェブサイトで公開します。
1月14日～	**利用調整** ※入所日を用いて調整を行います。
1月18日	**結果発表（市ウェブサイト）** ※結果は市ウェブサイトで発表します。
1月19日	
1月下旬 ～2月初旬	**お子様面談（２次）** **最終決定** ※内定した保育園にて行います。 ※保育園によって実施日が異なるため詳細は別途通知します。 ※面談後に入園が決定となります。
2月中	**入園前説明会** ※内定した保育園にて行います。 ※このときに口座振替依頼書の提出をしていただきます。
2月19日まで	**就労証明書・就学先の合格通知書等の提出（4月1日から就労・就学予定の確約書で申込をした方）** ※４月入園の場合はこのときまでに提出していただきます。
3月20日まで	**大府市に転入済みであることの申告** ※４月入園の場合は必ずこのときまでに住民票を移し、完了後は幼児教育保育課へ申告していただきます。
４月初旬	**支給認定証・入園承諾書・保育料決定通知書等　発送**

随時募集(1/19～)
幼児教育保育課窓口での書類申込み

※追加募集後の空き枠にて申込受付を行います。
※先着順となります。
※詳細は後日、大府市ウェブサイトにてご案内します。

令和９年度入所の利用申込スケジュールは左の通りです。入所日は原則４月１日となりますが、育児休業から職場復帰する方、市外から転入予定の方は年度途中の入所予約が可能です。

★申込み可能な例：令和８年 12 月に出産予定で、令和９年 12 月まで育児休業を取得し復帰する場合。復帰日（令和９年 12 月）を入所日とし令和９年度の入所予約が可能です。

★利用調整の詳細は９ページを確認してください。

●一斉申込（一次募集）：９月～１０月

翌年度の募集を開始します。**市役所申込会場・オンラインのどちらからでも申し込みが可能です。**

●追加募集（二次募集）：１月 12 日・１月 13 日（１月 18 日　結果公表）

一斉申込後の空き枠にて利用申込を受付します。一斉申込とは異なり、指数を用いず書類が揃い次第、申込を受付します。先着順ではなく、１月 12 日・１月 13 日までに受付をした申込から入所日を基に内定をし、結果を１月 18 日に公表します。なお、オンラインでの申込はできません。

●随時募集：１月 19 日～令和９年度末まで

追加募集後の空き枠にて利用申込を受付します。一斉申込、追加募集とは異なり、指数を用いず書類が揃い次第、【先着で】申込を受付します。先着順のため、オンラインでの申込はできません。

※書類提出期限は、公立保育園へ入所希望の場合は入所月の前月 10 日まで、私立保育園等への入所希望の場合は入所月の前月 20 日までに幼児教育保育課窓口まで書類を提出してください。

６　申込みに必要な書類

保育園等の利用を申し込まれる方は、表１－６の必要な書類を準備のうえお申込みください。

●原則、各種書類は記入日（証明日等を含む）から 3 か月以内の書類をご提出ください。3 か月を過ぎたものは無効となります。

●受付時に必要な書類が不足している場合や不備（記入漏れ等）がある場合は受理できません。

●オンライン申込をされる場合は、表１－６の書類等の画像データやファイル形式を利用する端末にあらかじめ保存してから入力作業を行ってください。

●就労証明書等の保育を必要とする事由の証明は、保護者全員分（父親・母親等）の提出が必要です。

●入所申込後、提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに幼児教育保育課へ届け出てください。就労証明書の内容に変更があった場合は、変更前の就労実績の証明も合わせて必要です。一斉申込の時点と入所時とで指数に変更があった場合は、入所取消となる場合があります。

●２人以上の子どもが同時に入所を申し込む場合は、それぞれにおいて書類（証明書等）が必要です。なお、就労証明書等は、一番下の子どもに原本を、その他の子どもにはコピーを添付してください。

●原則、提出された書類等はお返しできません。

表１－６．申込みに必要な書類

No.	必要な書類	申込み方法		
		オンライン（一斉申込）	市役所での申込（一斉申込）	市役所での申込（追加募集、随時募集）
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書	入力	書類提出	書類提出
2	入園申込用記入シート	入力	書類提出	―
3	保育を必要とすることを証明する書類　（表１－７を参照）	データの添付	書類提出	書類提出
4	その他世帯の状況等により提出が必要な書類（表１－８を参照）	データの添付	書類提出	書類提出
5	大府市保育所等利用調整指数表	データの添付	書類提出	―
6	提出書類等　チェックリスト	データの添付	書類提出	書類提出
7	入所申込児童質問票	入力	書類提出	書類提出

表１－７．保育を必要とすることを証明する書類

状況		書類（①と②はいずれも提出）
就労	会社勤めの方	就労証明書
	就労内定の方	
	育児休業・出産後に復職の方	
	内職の方	
	育児休業中の方	① 育児休業通知書等の写し ② 就労証明書（復帰後の見込み）
	自営業※1・経営者	個人事業主：①就労証明書 ②前年度の確定申告書の写しまたは、開業届等の写し 法人経営者：①就労証明書 ②源泉徴収票の写し
	親族経営の事業所で勤務する方	①就労証明書 ②源泉徴収票※2
妊娠・出産		出産予定のお子さまの母子手帳の写し ① 保護者の氏名が分かるページ ② 出産予定日が分かるページ
保護者の疾病		疾病証明書(病名・治療期間・保育が困難である旨の記載があるもの) ※診断書ではありません。
保護者の障がい		障害者手帳の写し(氏名・障がい名・障がい等級の分かるページ)
介護・看護		介護・看護を受ける方の疾病証明書等
求職活動		① 求職活動・起業準備状況申立書兼誓約書 ② 活動が証明できる書類（例：面接の日程が分かる画面の写し等） ③ その他幼児教育保育課が求める書類
就学		① 在学証明書または学生証、就学を証明できる書類の写し ② 授業カリキュラム等
災害		り災証明書

※1 法人組織に所属しながら、個人事業主として活動し報酬を得ている方で就労証明書を提出可能な方は会社勤めの扱いとなります。（例：美容用品や乳製品、保険販売の外交員等）

※2 ３親等内の親族が営む事業所で勤務する方を協力者とみなします。源泉徴収票の提出ができない場合は幼児教育保育課へご相談ください。

表１－８．その他世帯の状況等により提出が必要な書類

状況	書類
児童又は児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合	① ひとり親等減免申請書 ② 障害者手帳等の写し
大府市外から転入予定での申し込み	入園申込確約書（入園予定月の前月 20 日までに転入してください。）
第２子以降の申込み（0～2 歳児のみ）	第２子以降保育料減免申請書
令和８年１月２日以降に大府市に転入された方	令和８年度の ・住民税（非）課税証明書 ・市民税・県民税所得（課税）証明書 のうち、いずれか１点
ひとり親世帯	ひとり親等減免申請書
令和９年４月１日から就労・就学予定で申込をされる方	入園申込確約書（令和９年２月 19 日までに就労証明書または就学を証明できる書類を提出してください。）

7　入園可能期間について

（1） 保育が必要と認められる範囲内で、表１－９の保育園等に入園している児童は、３歳児クラス以降も継続して保育を必要とする場合、一般の申込みよりも優先して連携園への進級（転園）が可能です。

（2） 妊娠・出産を理由に保育が必要と認められる期間は、出産予定日の８週間前から、出産日の８週間後までです。妊娠・出産の理由で入園した場合、産後休暇後すぐに就労する場合は、産まれた児童の申込みが別途必要です。

（3） 産前産後または育児休業からの復帰で入園する場合は、復帰日によって入園日が異なります。

（4） 求職活動で入所する場合、認定および利用期間は入園後 2 か月間です。求職活動認定終了月の 20 日までに月 64 時間以上の就労を開始する旨が記載された就労証明書（起業の場合は開業届の写しを含む）を提出できない場合は継続して在園することができず、退園となります。

（5） ９月～３月に入園が決定した場合は、３月末で退所となり、継続して在園することはできません。翌年度４月入園の申込みが別途必要です。

（6） 入園後、長期欠席をされる際は必ず事前に在籍する施設と幼児教育保育課までご連絡ください。期間・内容により退園していただく場合もありますので事前のご相談をお願いします。

表１－９．入園児童の優先転園先

保育園等	連携園（優先転園先）
保育園さくらんぼ	大府保育園
はな保育室きょうわ駅前	アスク共和東保育園
そぴあ保育園おいわけ	追分保育園
そぴあ保育園共和西	荒池保育園
たんぽぽ保育園	
そぴあ保育園大府もりおか	若宮保育園
大府大和キッズ保育園	大府大和共栄保育園又は大府大和明成保育園のいずれか （希望数が偏った場合は調整する場合があります）
保育園 COZY 大府駅前	大府保育園
柊山さくらの木保育園	パレットこども園

8　利用調整について

利用調整は一斉申込と随時募集で方法が異なります。詳細は下記及び表１－10 の通りです。

●一斉申込（一次募集）

申込書類等から保育の必要性・保育必要量等を確認した後に、１１ページ「Ⅱ　利用調整指数表」に基づいた指数を決定し、希望順位・入所日・児童１人につき１つ割り当てられるくじ番号と合わせて利用調整を行います。

なお、くじ抽選は、申込み会場で保護者の方にて行っていただきます。

（オンライン申込の場合は、大府市に委任もしくは別日にご自身で抽選のいずれかを選択できます。）

※指数は、「利用調整指数表」の基礎点と調整点の合計とします。

※利用調整は、利用調整指数の高い方を優先し、最終的に調整結果が同じ場合はくじ番号の若い方が優先となります。

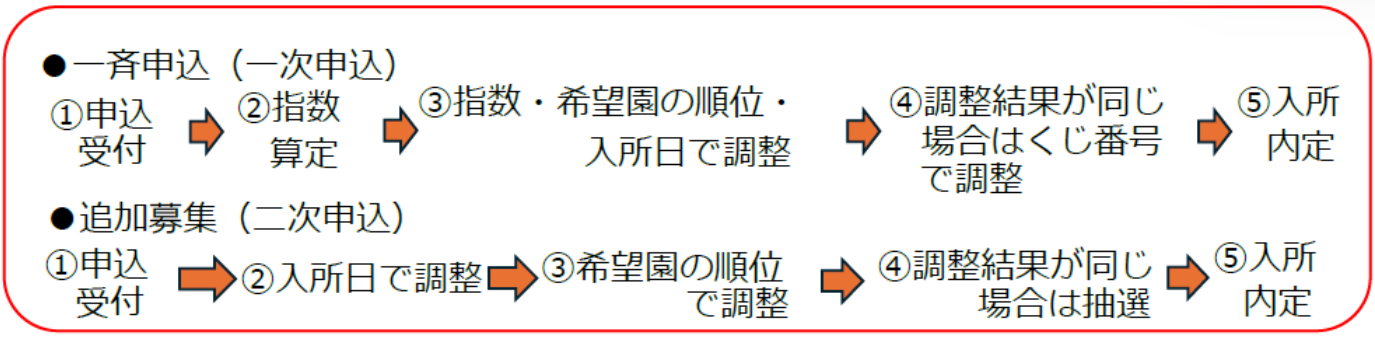
※希望する保育園の数によって、利用調整上で有利または不利になることはありません。入園を希望する全ての保育園を希望の高い順に選択してください。

●追加募集（二次募集）

申込書類等から保育の必要性・保育必要量等を確認した後に、各園空き枠に対して入所日が早い方から順に内定します。また、入所日が同じ場合は希望園の順位で調整をし、調整結果が同じ場合は抽選をします。

※一斉申込で内定をした方は内定園の変更のために追加募集に申込をすることはできません。

表１－10．申込から入所内定までの流れ



9　兄弟姉妹同時入園申込時の利用調整について（入園中の兄弟姉妹の転園希望を含む。）

兄弟姉妹が同時に入園申込みをする場合は、以下の項目で該当するものを「令和９年度入園申込用記入シート」に記載し、申込みをされる兄弟姉妹それぞれの分をご用意ください。

（１）　同じ園に入園できる場合のみ入園する。

※同じ園が実現できない場合は入園できません。第１希望園のキャンセル待ちとなります。

（２）　同じ園に入園させたいが、実現できない場合は別の施設になっても構わない。

①希望順位を下げて同じ園になるなら同じ園を優先する。

②別々の園になって良いので、希望順位を優先する。

●通園可能な園のみ記載してください。通園の意思がない保育園等は記載しないでください。

●利用調整は、「８　利用調整について」に準拠します。

１０　保育所入所保留通知の発行について

育児休業期間の延長を勤務先に申請する際に、市町村が発行した「保育園に入園できないことを証明できる書類（保育所入所保留通知書）」が必要な場合があります。希望する保育園に空きがなく、育児休業を延長せざるを得ない場合は、発行を依頼してください。なお、令和９年度の保留通知の発行は令和９年２月１日以降に受付します。

１１　申込みの不承諾・決定の取り消しとは

次のことが確認された場合は原則、入園の決定を取り消しします。

●申込書類等の内容に虚偽があった場合（職場確認等の調査をします。）

●父母の仕事等、世帯状況に変更があったにも関わらず、幼児教育保育課へ必要な届出がなく保育の必要性を認められない場合

●入所日の後ろ倒しを行ったとき（ただし、当初の入所日から起算して１ヶ月以内の後ろ倒しは可）

例：当初７月６日入所で申請をした場合

入所日を８月６日へ変更：当初の入所日から１ヶ月以内の入所日変更のため入所可能

入所日を９月６日へ変更：当初の入所日から１ヶ月を超えた入所日変更のため入所取消

１２　入園決定後の留意事項

（１）入園決定後に、申込み内容の変更があった場合は、すみやかに幼児教育保育課へ申し出をし、必要な手続きをしてください。このとき、3ページの入園基準（保育を必要とする理由）に満たない、申込時と入所時で指数の変更があると判断された場合は、入園決定後であっても原則、入園取り消しをします。

また、以下の事例のような変更事項がある場合は、入園予定月の前月２０日までに手続きを完了してください。

●就労先・就労内容が変わったとき（派遣先の変更等含む）

●妊娠したとき

●市内転居、市外転出するとき

●世帯状況が変わったとき（姓が変わったとき等含む）

●令和９年４月１日から就労・就学予定で申し込み後、就職（就学）先が決まったとき

（令和９年２月１９日までに幼児教育保育課に就労証明書、就学が分かる書類等を提出してください。提出期日前でも就労証明書等が勤務先から発行された場合は、すみやかに幼児教育保育課に提出してください。提出期日までに提出がない場合は入園できません。）

●求職活動で申し込みをしたとき

（一斉申込で申込後、令和９年４月１日から入園決定した場合は令和９年２月１９日までに活動が証明できる書類を提出してください。提出期日までに提出がない場合は入園できません。）

●入所日の変更があるとき（育児休業期間の変更に伴う入所日変更の場合は必ず前月２０日までに就労証明書または育児休業期間の証明（任意様式可）を幼児教育保育課に提出してください。）

●転入予定で申し込みをした方（※入所月の前月２０日までに住民票を異動してください。）

（２）産休・育休明けの入園予定で申し込みをした方が、勤務先へ産休・育休復帰をしなかった場合は、入園先決定後であっても原則、入園取り消しをします。

（３）申込時の個人情報等については、保育園利用に関する目的以外には使用しません。

１３　入園後の転園について

児童の入園後、翌年度の４月に転園を希望する方は、一斉申込と同じ要領で転園申込が必要です。在籍している施設を通じて転園の申込をしてください。申込み後の利用調整で内定した場合は、この時点で利用中の保育園を当該年度の３月末をもって退所していただきます。例えば、第１希望の保育園等に転園できず、第２、３希望などの保育園等に内定した場合でも、その時に利用中の保育園等に戻ることはできません。

１４　支援が必要なお子様について

入園基準（保育を必要とする理由）に該当し、原則として保護者等の送迎により、日々通園できる児童が対象です。申込み後は、集団生活をするうえで身体的配慮等が必要であると思われる場合、電話や面談で家庭の状況やお子さんの様子をお尋ねし、必要に応じて関係機関に問い合わせする場合があります。

１５　共和保育園の改築計画について

共和保育園は令和９年度から令和 10 年度にかけて改築を行う予定があります。

詳細は共和保育園ウェブサイトにてお知らせいたします。

Ⅱ　利用調整指数表

（1）基礎点　※指数については、毎年見直しを行う場合があります。

No.	保育が必要な理由					指数	
	区分・類型			状況		父	母
1	就労	外勤 ※テレワーク・リモートワーク含む 自営中心者・経営者等		就労時間　月 (休憩時間を含む) ※最低実労働時間 ６４時間以上とする	160 時間以上	**11**	**11**
					140 時間以上　160 時間未満	**10**	**10**
					120 時間以上　140 時間未満	**9**	**9**
					100 時間以上　120 時間未満	**8**	**8**
					100 時間未満	**7**	**7**
		自営協力者 (親族経営等) 親族が経営する 自営業・農業を補助		確定申告書に専従者の表示あり 源泉徴収票あり	**【※[1]減算】**	**-1**	**-1**
				確定申告書なし 源泉徴収票等の証明書なし	**【※[1]減算】**	**-3**	**-3**
		就労証明書なし		採用証明書等のみの提出(就労証明書が提出できない場合)		**6**	**6**
		内職		就労時間　月	64 時間以上	**4**	**4**
2	妊　娠　・　出　産			出産の前後		**11**	**11**
3	疾病等	疾病	入院	入院　１ヶ月以上		**11**	**11**
			通院 在宅	通院　月 16 日以上		**7**	**7**
				通院　月 16 日未満 保育が不可能である旨の医師の診断書がある場合		**5**	**5**
		障がい		身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級　、療育手帳Ａ		**11**	**11**
				身体障害者手帳３・４級、精神障害者保健福祉手帳２・３級、療育手帳Ｂ		**6**	**6**
				上記以外		**4**	**4**
4	介護・看護			常時観察と介護を要する寝たきり者等の付き添い		**11**	**11**
				月 100 時間以上の介護・看護		**9**	**9**
				月 64 時間以上 100 時間未満の介護・看護		**7**	**7**
5	災害			災害の復旧		**11**	**11**
6	就労・就学予定			令和９年４月１日より就労・就学予定		**3**	**3**
7	求職活動			令和９年４月１日より就労に向けて活動		**1**	**1**
8	就学			学校教育法等に規定する学校に在学している又は職業訓練を受けている または就学が確定していることが確認できる場合（指数は外勤に準ずる）		**－**	**－**
9	虐待・ＤＶ			虐待やＤＶのおそれがある場合		**11**	**11**
10	その他			児童福祉等の観点から特に調整が必要と大府市が認める場合		**適宜**	**適宜**
基礎点・・・①							

※[1]自営協力者(親族経営等)や親族が経営する自営業・農業を補助する者は、自営中心者・経営者において該当する指数から指定する指数の減算を行ってください。３親等内の親族におけるものを対象とします。

※就労時間は休憩時間を含み、残業・通勤時間を除く規定の時間で判断するものとします。

※育児短時間勤務や部分休業の点数は、これがない場合の勤務時間で判断するものとします。

※証明書を２種類以上提出された場合の点数は主たる事由を優先するものとします。ただし、日数及び時間等が同条件の場合は低い方の点数を適用します。

（２）調整点（加算・減算）　※指数については、毎年見直しを行う場合があります。

No.	保育が必要な理由		指数	
	区分・類型	状況	父または母	
11	生活保護	生活保護による被保護世帯	**5**	
12	ひとり親世帯	父親又は母親の死亡・離別など	**16**	
13	兄弟姉妹在園	入園希望施設に兄弟姉妹が在園中。大府大和幼稚園、各こども園の１号に兄弟姉妹が在園している場合も加点対象となる。 ※14 との重複不可	**3**	
14	兄弟姉妹同時申込み	兄弟姉妹が同時に同じ施設に入園申込み　※13 との重複不可	**2**	
15	保育士勤務	保育士の資格を有する者が、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設で保育士・保育教諭として勤務・内定している。（保護者１名あたり１点とする）	**1**	**1**
16	学区内希望 （１～３年保育のみ）	居住する地域の小学校区域内※2にある保育園への入園が第１希望である。	**1**	
17	保育料等の滞納 (生活保護費被保護世帯を除く)	入園申込みの時点で保育料等の滞納がある。	**-3**	
18	育児休業中 （職場復帰予定あり）	令和 10 年４月１日以降に職場に復帰する。	**-3**	
19	育児休業中 （派遣等の就労先・時間未定）	育児休業中につき復帰先の就労先や就労時間が未定である。	**-5**	
20	入園できない場合、 育休を継続する （※同意書の記入要）	育児休業の継続が許容できる場合。 ※入所結果通知書のみ送付します。 ※保育所入所保留通知書の発行を希望される方は２月１日以降に幼児教育保育課へご連絡下さい。（発行まで３週間程度かかります。）	**-18**	
調整点・・・②				

※No.13 と No.14 の重複による加算は行いません。

※No.14 は入所後の送迎における保護者の負担軽減を図る目的のため、第１子を希望園に入園させたいが、第２子の育休延長は許容できる場合等の理由から No.14 と No.20 の重複は認められません。また、認定こども園の１号に在園しており、同施設の２号認定の申込と同施設への兄弟姉妹の申込を同時に行う際も同じ理由から No.14 ではなく No.13 が適用されます。

※No.19 は派遣登録の有無に関係なく、就労先及び就労時間が未定の場合は対象となります。ただし、育児休業取得前の就労実績が記載された就労証明書に、「就労実績と同条件で継続予定」等、復帰又は契約期間満了後も同条件の就労が継続される旨の記載がある場合は減算の対象となりません。また、減算の有無に関わらず、入所予定月の前月 20 日（４月入所のみ２月 19 日）までに復帰後の見込みの就労証明書を必ず提出していただきますが、「同条件で継続予定」として申込みした方で、申込時より点数が低い場合は入園取り消しとなります。

表１－11．加算となる保育園と小学校の組み合わせ（※２）

入園・転園を希望する園	加算の対象となる小学校区	入園・転園を希望する園	加算の対象となる小学校区
大府保育園	大府小学校、大東小学校	共和保育園	共長小学校、共和西小学校
桃山保育園	大府小学校	ジーニアス幼稚園	石ヶ瀬小学校
柊山保育園	石ヶ瀬小学校	大東くちなしの花こども園	大府小学校、大東小学校
北崎保育園	神田小学校	大府大和共栄保育園	北山小学校、東山小学校
追分保育園	北山小学校、東山小学校	大府大和明成保育園	共和西小学校、共長小学校
荒池保育園	共和西小学校、共長小学校	石ヶ瀬保育園	石ヶ瀬小学校
長草保育園	共長小学校、共和西小学校	ビオーズよこね保育園	大府小学校、大東小学校、神田小学校
吉田保育園	吉田小学校（東海市内の小学校を選択して通う方を含む）	かんだ保育園	神田小学校、北山小学校
		ながねくすのき保育園	大府小学校、東山小学校
若宮保育園	石ヶ瀬小学校、吉田小学校	東山ガーデニアこども園	東山小学校、北山小学校
アスク共和東保育園	北山小学校、東山小学校	パレットこども園	共長小学校、石ヶ瀬小学校

Ⅲ　保育料等（利用者負担額）

児童を保育園等で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、「保育料」、「延長保育使用料」、「祝日保育使用料」、「給食費」、「教育充実費（絵本代など）」があります。

本市では、４月１日時点で３歳以上の児童（３歳以上児）の保育料は無料※1 としています。

※[1] 満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間が対象期間です。

※　私立の保育園等の給食費や延長保育使用料、絵本代などのその他の費用は公立保育園と異なります。別途ご案内していますので、別紙をご覧いただくか、各園にお問い合わせください。

１　保育料（３歳未満児のみ）

世帯の負担の能力に応じて市町村民税額等により算定する「大府市保育料徴収金基準額表」において、該当する認定区分及び保育必要量の指定する金額を負担していただきます。

（１） 保育料基準額

●１６ページの表２－５「大府市保育料徴収金基準額表」を参考にしてください。
※令和９年度の保育料徴収金額は変更となる場合があります。

●市民税所得割額は、父母もしくは祖父母の合計額です。
※父母に一定基準の収入がない場合は、同居の祖父母のうち収入がより高い方が算定対象になります。
（一定基準の収入：一般家庭は収入 180 万円以上、母子家庭等は収入 130 万円以上）

●所得が未申告等により把握できない場合は、最高階層の額となる場合があります。
（例：１年のうち、１～１２月の間に転職等によって２か所以上の事業所で就労された場合に、それぞれの所管の税務署等に申告していない。）
また、実態に対して徴収金額が不足しているときは遡及徴収する場合があります。

●市民税額等の年度切替えによる保育料の改定があります。（毎年９月）
詳細は１５ページ「６　算定の基準となる市町村民税額」を確認してください。
※令和８年１月１日時点で大府市に住民票が無い場合は、令和８年度の住民税額のわかる書類を別途提出していただきます。書類が提出されず、住民税額が確認できない場合、保育料が最高額となり、給食費の免除が適用されないことがあります。

●保育料は保育料決定通知書の内容をもって通知します。

●保育料は、各月の初日が在籍の基準日となり、出席日数にかかわらず１か月分の保育料を納入していただきます。月途中に退園された場合も保育料の日割りはありません。

●ただし、育児休業復帰等による月途中入園の場合は、当該月のみ日割りの保育料となります。（入園予定月の前月 20 日までに届け出があった場合）

【注意】
在園中に、世帯構成または所得の更正等があった場合は、すみやかに幼児教育保育課に連絡してください。連絡のあった日の翌月分の保育料から変更します。原則、遡っての還付はできません。

（２） 保育料の軽減

●１８歳未満の第２子以降
１８歳未満の児童を２人以上扶養し、生計を同じくしている同一世帯の第２子以降で、３歳未満の児童の保育料が減免となる場合があります。（第２子以降保育料免除申請書の提出が必要です。）

●同一世帯で複数児童が入所している場合
第１子の児童は保育料基準額どおり、第２子の児童は保育料が無料もしくは半額、第３子以降の児童は保育料が無料になります。なお、第１子の児童が３歳以上児で保育料が無料であっても、この減免は適用されます。

●「市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満」で「ひとり親世帯」または「在宅障がい児（者）のいる世帯」の児童
３歳未満の児童の保育料は無料となる場合があります。
在宅障がい児（者）のいる世帯とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方が属する世帯のことをいいます。「ひとり親世帯等減免申請書」を提出してください。

2　延長保育使用料

延長保育は、保育必要量が「保育標準時間」である児童を対象に、表２－１のとおり実施しています。また、延長保育使用料は、保育料基準額とは別に月額にて負担していただきます。

●延長保育を利用される方は、保育園等入園申込書に記入してください。
入園内定後は、内定園に保育時間確認書及び延長保育申込書を提出してください。

●延長保育の利用をされていない方も、一度でもお迎えが午後６時を過ぎた場合は延長保育使用料（月額）の徴収対象となります。

●時間内にお迎えできない等、施設の運営にご協力いただけない場合は、延長保育の利用をお断りさせていただく場合があります。

表２－１．延長保育の概要　※公立の場合

	保育園	実施時間	使用料（月額）
延長保育（平日）	公立保育園	午後６時～午後７時	1,500 円

※金額は予定額です。物価の変動に合わせて変更する場合があります。

※保育園等によって負担していただく金額、実施時間が異なります。私立園の詳細は園へお問い合わせください。

土曜日の利用について

●土曜日の開所時間は、アスク共和東保育園は午後８時まで、大府保育園と荒池保育園は午後７時まで、東山ガーデニアこども園、ビオーズよこね保育園、ながねくすのき保育園と石ヶ瀬保育園は午後６時まで、はな保育室きょうわ駅前は午後５時まで、その他の園は午後３時までです。

●午後６時以降も開所している園に在籍し、午後６時以降も利用される方は土曜日においても延長保育使用料が発生します。

●在籍する園の開所時間以上の時間で土曜保育を必要とする場合は、アスク共和東保育園にて利用者を受け付けしています。対象者は大府市内の認可保育施設の在園児であり、利用単位は１時間で、事前予約制となります。使用料や申込み方法等の詳細は、アスク共和東保育園へ直接お問い合せください。また、利用日は必ずアスク共和東保育園に登園してください。

3　祝日保育使用料

祝日保育は、アスク共和東保育園のみ実施しています。大府市内の認可保育施設の在園児を対象に、利用単位は１時間で、事前予約制となります。使用料や申込み方法等の詳細は、アスク共和東保育園へ直接お問い合せください。利用日は必ずアスク共和東保育園に登園してください。

表２－２．祝日保育の概要

	保育園	実施時間	０歳児	１・２歳児	３歳児以上
祝日保育	アスク共和東保育園	午前８時～午後４時	3,500 円／日	3,000 円／日	2,500 円／日
		午前７時～午前８時 午後４時～午後７時	1,000 円／時	800 円／時	600 円／時

4　給食費（３歳以上児のみ）

毎月定額で、主食費（ごはん・パン・めんなど）及び副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）を負担していただきます。

なお、市町村民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯は 77,101 円未満）の世帯の児童と、全ての世帯の保育園等に同時入園している児童で上から３番目以降の方は、副食費が無料となります。（主食費のみ負担）

主食費及び副食費の月額単価は保育園によって異なりますが、公立保育園は表２－３のとおりです。

また、３歳未満児については、保育料の中に給食費が含まれています。

表２－３．給食費の概要　　金額は公立、私立で異なります。

市町村民税所得割額	小学校就学前の特定教育・保育施設等入所児童	
	第１～２子	第３子以降
57,700 円以上 （ひとり親世帯等は 77,101 円以上）	5,310 円／月※ 主食費　810 円 副食費　4,500 円	810 円／月 主食費　810 円 副食費　無料
57,700 円未満 （ひとり親世帯等は 77,101 円未満）	810 円／月 主食費　810 円 副食費　無料	

※金額は令和８年度の保護者負担額です。物価の変動に合わせて変更する場合があります。

５　その他の費用（絵本代など）

保育園等によって負担していただく金額が異なります。なお、公立保育園は園による違いはありません。

６　算定の基準となる市町村民税額

表２－４．算定の基準となる市町村民税額

令和９年度保育料等		令和 10 年度保育料等
４～８月分	９～翌年３月分	４～８月分
令和８年度市町村民税額 （令和７年の所得）	令和９年度市町村民税額 （令和８年の所得）	

※保育料等算定時の市町村民税額は、税額控除前所得割額を基に算定します。
（実際の市町村民税額とは異なります。）

※市町村民税額は５・６月ごろに市区町村が配布（特別徴収の方は職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書または納税証明書（控除額の記載のあるもの）で確認できます。修正申告等をされた場合は、最新のものでご確認ください。市民税の課税がない方、未申告の方は通知がありません。

７　保育料等の納入について

●保育料等は毎月２５日に当月分を口座振替により納入していただきます。
（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

●保育料等は、児童の出欠の有無にかかわらず１か月分の金額を納入していただきます。

●保育料等を滞納した場合は、滞納月から起算して２か月以内に現金を保育園（私立保育園は幼児教育保育課）へお持ちください。納付が確認できない場合は自宅や勤務先に連絡・訪問をする場合があります。また、在籍している施設を退園していただく場合があります。

●やむを得ず口座振替できない場合も上記と同様に現金を保育園（私立保育園は幼児教育保育課）へお持ちください。

Ⅳ　特別利用保育のご案内

就労、疾病、妊娠・出産等の「保育を必要とする事由」に該当しない方は、幼稚園・認定こども園をご利用ください。ただし、転入等やむを得ない理由により市内幼稚園等が利用できない１・２年保育の児童（4・5 歳児）に限り、例外的に保育園に入園できる特別利用保育制度があります。

該当すると思われる方は、本市の幼児教育保育課にご相談ください。

Ⅴ　現況届等の提出について

大府市の保育施設では、在園児を対象に保育を必要とする事由を確認しています。このときは、就労証明書等の書類の提出をお願いしていますので、あらかじめご了承いただきますようお願いします。

表２－５． 大府市保育料徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）							
		保育標準時間（１１時間）				保育短時間（８時間）			
		３号認定		２号認定		３号認定		２号認定	
階層	定義 市民税所得割額	０歳児	１・２歳児	３歳児	４・５歳児	０歳児	１・２歳児	３歳児	４・５歳児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市民税均等割額非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	（母子世帯等による減免）	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割課税世帯	6,800	6,000	0	0	5,400	4,800	0	0
C2	市民税所得割額が 48,600 円未満である世帯	7,200	6,300	0	0	5,700	5,000	0	0
C3	市民税所得割額が 48,600 円以上 52,400 円未満である世帯	13,000	11,600	0	0	10,400	9,200	0	0
C4	市民税所得割額が 52,400 円以上 67,000 円未満である世帯	13,400	11,700	0	0	10,700	9,300	0	0
C5	市民税所得割額が 67,000 円以上 69,000 円未満である世帯	14,500	12,700	0	0	11,600	10,100	0	0
C6	市民税所得割額が 69,000 円以上 97,000 円未満である世帯	17,500	16,700	0	0	14,000	13,300	0	0
C7	市民税所得割額が 97,000 円以上 122,200 円未満である世帯	21,000	19,000	0	0	16,800	15,200	0	0
C8	市民税所得割額が 122,200 円以上 146,500 円未満である世帯	25,900	23,700	0	0	20,700	18,900	0	0
C9	市民税所得割額が 146,500 円以上 169,000 円未満である世帯	28,600	27,400	0	0	22,900	21,900	0	0
C10	市民税所得割額が 169,000 円以上 181,000 円未満である世帯	34,600	30,300	0	0	27,600	24,200	0	0
C11	市民税所得割額が 181,000 円以上 192,600 円未満である世帯	36,900	34,300	0	0	29,500	27,400	0	0
C12	市民税所得割額が 192,600 円以上 216,600 円未満である世帯	41,700	40,200	0	0	33,400	32,200	0	0
C13	市民税所得割額が 216,600 円以上 228,600 円未満である世帯	43,100	41,300	0	0	34,500	33,100	0	0
C14	市民税所得割額が 228,600 円以上 250,700 円未満である世帯	47,700	46,500	0	0	38,200	37,200	0	0
C15	市民税所得割額が 250,700 円以上 301,000 円未満である世帯	48,000	46,600	0	0	38,400	37,300	0	0
C16	市民税所得割額が 301,000 円以上 331,300 円未満である世帯	53,100	46,700	0	0	42,500	37,400	0	0
C17	市民税所得割額が 331,300 円以上 397,000 円未満である世帯	54,000	47,900	0	0	43,200	38,300	0	0
C18	市民税所得割額が 397,000 円以上である世帯	58,700	52,400	0	0	46,900	41,900	0	0
１号認定		0							
特別利用保育		0							

1　徴収金基準額表における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第５条第２項第１号に規定する市町村民税（同法第736条第３項に規定する特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第１項第１号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第２号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、その額を計算する場合には、同法第314条の７、第314条の８及び第314条の９並びに附則第５条第３項、附則第５条の４第６項、附則第５条の４の２第５項、附則第５条の５第２項、附則第７条の２第４項及び第５項、附則第７条の３第２項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

2　徴収金基準額表の各階層区分の上段は保育標準時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とし、下段は保育短時間の保育を必要とする児童に係る世帯の徴収金基準額とする。

3　階層区分は、入所児童（０歳児及び１・２歳児に限る。以下同じ。）と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により認定する。

4　入所児童と同一世帯の父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）（以下「保護者等」という。）が、指定都市（地方自治法第252条の19第１項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

5　徴収金基準額表における階層が、Ｃ４階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からＣ18階層までに属する世帯であって、かつ、２人以上の就学前児童が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第２項に規定する負担額算定基準子どもである世帯の徴収金の額は、当該負担額算定基準子どものうち最年長者（以下この項において「第１子」という。）である入所児童については同表に掲げる額の全額とし、２番目の年長者（以下この項において「第２子」という。）である入所児童については同表に掲げる額の２分の１に相当する額とし、第３子以降の児童（第１子及び第２子以外の者をいう。）である入所児童については零とする。

6　徴収金基準額表における階層が、Ｃ１階層からＣ４階層（当該年度分の所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。）までに属する世帯であって、かつ、子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が２人以上いる世帯の徴収金の額は、当該特定被監護者等のうち最年長者（以下この項において「第１子」という。）である入所児童については同表に掲げる額の全額とし、２番目の年長者（以下この項において「第２子」という。）である入所児童については同表に掲げる額の２分の１に相当する額とし、第３子以降の児童（第１子及び第２子以外の者をいう。）である入所児童については零とする。

7　子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第６号に規定する要保護者等が世帯であって、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における徴収金の額は、零とする。

8　徴収金基準額表における階層が、次の各号に掲げる階層に属する世帯において、特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が２人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち２番目の年長者である入所児童に係る徴収金の額は、当該各号に定める額とする。

（１）　Ｃ１階層からＣ６階層まで　零

（２）　Ｃ７階層からＣ15階層まで　徴収金基準額表に掲げる額の２分の１に相当する額

9　徴収金基準額表における階層が、次の各号に掲げる階層に属する世帯において、特定被監護者等が３人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち第３子以降の者（特定被監護者等のうち最年長者及び２番目の年長者以外の者をいう。）である入所児童に係る徴収金の額は、当該各号に定める額とする。

（１）　Ｃ４階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上の世帯に限る。）からＣ15階層まで　零

（２）　Ｃ16階層からＣ18階層まで　徴収金基準額表に掲げる額の２分の１に相当する額

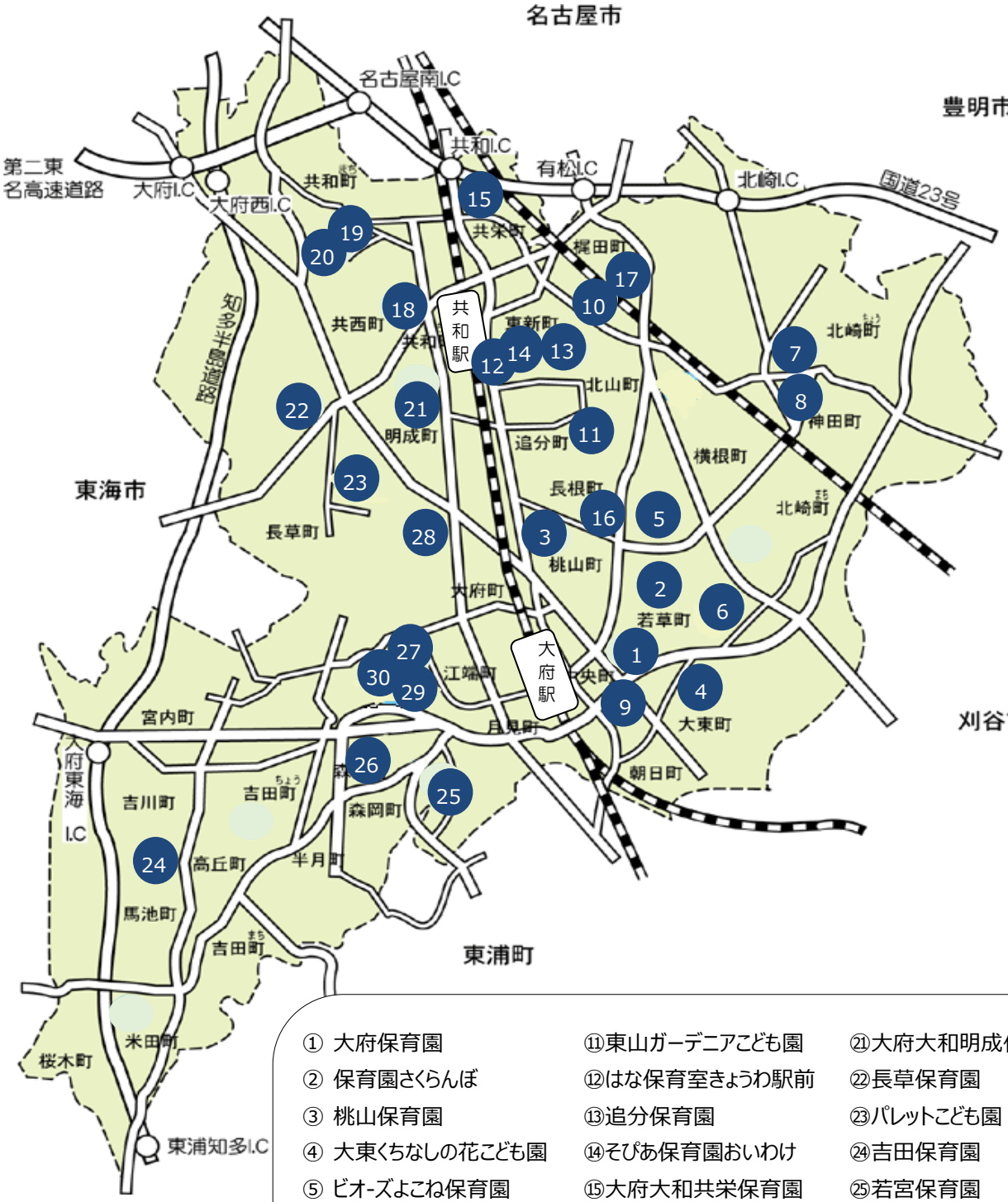
10　前５項の規定のうち複数の規定の適用がある場合の徴収金の額は、これらの規定によりそれぞれ算出した額のうち最も低い額とする。

Ⅵ　保育園等のご案内

●公…公立、私…私立、保…認可保育所、こ…認定こども園、小…小規模保育、事…事業所内保育

	施設名	区分	電話番号 市外局番0562	住所	開園時間 ※（）は土曜日における開園時間	認可定員	保育						教育
							３号認定					２号	１号
							０歳児から２歳児まで					３歳児から５歳児まで	３歳児から５歳児まで
							生後８週から	生後３か月から	生後４か月から	生後６か月から	１歳児から		
大府・大東・神田地区													
1	大府保育園	公保	46-0078	若草町三丁目272	7:00～19:00（7:00～19:00）	320				●	●	●	
2	保育園さくらんぼ	私小	47-1152	若草町三丁目139	7:30～19:00（9:00～15:00）	19			●	●	●		
3	桃山保育園	公保	47-7833	桃山町一丁目273	7:00～19:00（7:00～15:00）	135			●	●	●	●	
4	大東くちなしの花こども園	私こ	85-1377	大東町四丁目102	7:00～19:00（7:00～15:00）	117				●	●	●	●
5	ビオーズよこね保育園	私保	43-2878	横根町狐山110-1	7:00～19:00（7:00～18:00）	131				●	●	●	
6	大府大和キッズ保育園	私保	44-2611	横根町平地27-1	7:00～19:00（7:00～15:00）	60				●	●		
7	北崎保育園	公保	46-0437	北崎町三丁目410	7:00～19:00（7:00～15:00）	116				●	●	●	
8	かんだ保育園	私保	57-4775	神田町二丁目121	7:00～19:00（7:00～15:00）	120				●	●	●	
9	保育園COZY大府駅前	私小	48-0299	中央町六丁目97	7:00～19:00（7:00～15:00）	19				●	●		
北山・東山地区													
10	アスク共和東保育園	私保	46-2079	梶田町五丁目111	7:00～20:00（7:00～20:00）	205			●	●	●	●	
11	東山ガーデニアこども園	私こ	57-2310	長根町一丁目142	7:00～19:00（7:00～18:00）	138		●	●	●	●	●	●
12	はな保育室きょうわ駅前	私小	85-7710	東新町三丁目57	7:00～19:00（7:00～17:00）	19				●	●		
13	追分保育園	公保	47-7822	東新町六丁目242	7:00～19:00（7:00～15:00）	150				●	●	●	
14	そぴあ保育園おいわけ	私保	85-7312	追分町一丁目98	7:00～19:00（7:00～15:00）	30			●	●	●		
15	大府大和共栄保育園	私保	57-2711	共栄町三丁目10-1	7:00～19:00（7:00～15:00）	135				●	●	●	
16	ながねくすのき保育園	私保	57-0600	長根町五丁目145	7:00～19:00（7:00～18:00）	114	●	●	●	●	●	●	
17	たんぽぽ保育園	私事	080-6968-1157	梶田町二丁目156	7:30～18:30（7:30～18:30(月2回)）	19				●	●		
共長・共和西地区													
18	共和保育園	私保	46-3292	共和町五丁目183	7:00～19:00（7:00～15:00）	180			●	●	●	●	
19	荒池保育園	公保	48-2625	共和町荒池26-4	7:00～19:00（7:00～19:00）	236				●	●	●	
20	そぴあ保育園共和西	私保	57-2881	共西町四丁目16	7:00～19:00（7:00～15:00）	35			●	●	●		
21	大府大和明成保育園	私保	57-1237	明成町二丁目262	7:00～19:00（7:00～15:00）	135				●	●	●	
22	長草保育園	公保	46-2048	長草町坪井23	7:00～19:00（7:00～15:00）	105	●	●	●	●	●	●	
23	パレットこども園	私こ	44-7547	長草町前新切9-1	7:00～19:00（7:00～15:00）	120				●	●	●	●
吉田・石ヶ瀬地区													
24	吉田保育園	公保	45-0045	馬池町二丁目123	7:00～19:00（7:00～15:00）	176				●	●	●	
25	若宮保育園	公保	46-4612	森岡町八丁目120	7:00～19:00（7:00～15:00）	233				●	●	●	
26	そぴあ保育園大府もりおか	私保	85-2292	森岡町六丁目11	7:00～19:00（7:00～15:00）	23			●	●	●		
27	柊山保育園	公保	46-0590	江端町六丁目1-1	7:00～19:00（7:00～15:00）	220	●	●	●	●	●	●	
28	柊山さくらの木保育園	私保	57-1821	柊山町三丁目342	7:00～19:00（7:00～15:00）	42				●	●		
29	ジーニアス幼稚園	私こ	44-1800	森岡町一丁目3	7:30～18:30（8:00～15:00）	100				●	●	●	●
30	石ヶ瀬保育園	私こ	46-0100	大府町ウド69-1	7:00～19:00（7:00～18:00）	90	●	●	●	●	●	●	●

●認可保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育の区分や開園時間等については、新年度において変更になる場合があります。
●大東くちなしの花こども園、パレットこども園、ジーニアス幼稚園、東山ガーデニアこども園、石ヶ瀬保育園において、１号認定（保育の必要性のない方）で入所を希望される場合は各園に直接お問い合わせください。



① 大府保育園	⑪東山ガーデニアこども園	㉑大府大和明成保育園
② 保育園さくらんぼ	⑫はな保育室きょうわ駅前	㉒長草保育園
③ 桃山保育園	⑬追分保育園	㉓パレットこども園
④ 大東くちなしの花こども園	⑭そぴあ保育園おいわけ	㉔吉田保育園
⑤ ビオ-ズよこね保育園	⑮大府大和共栄保育園	㉕若宮保育園
⑥ 大府大和キッズ保育園	⑯ながねくすのき保育園	㉖そぴあ保育園大府もりおか
⑦ 北崎保育園	⑰たんぽぽ保育園	㉗柊山保育園
⑧ かんだ保育園	⑱共和保育園	㉘柊山さくらの木保育園
⑨ 保育園ＣＯＺＹ大府駅前	⑲荒池保育園	㉙ジーニアス幼稚園
⑩ アスク共和東保育園	⑳そぴあ保育園共和西	㉚石ヶ瀬保育園

Ⅶ　その他ご案内

（１）　申込書類のダウンロード（令和９年度申込書類は 2026 年９月１日公開予定）
　保育園等の入所申込に必要な書類は下記 URL または QR コードからもダウンロードすることができます。

URL：https://www.city.obu.aichi.jp/kosodate/hoikuen/1015050/1011404.html

（２）　保育園等に関するよくあるお問い合わせについて
　入所申込をはじめ、保育園等に関してよくあるお問い合わせについては下記 URL または QR コードから大府市ウェブサイトをご確認ください。

URL：https://www.city.obu.aichi.jp/kosodate/hoikuen/1015050/1011356.html

大府市役所　健康未来部　幼児教育保育課　保育係
大府市中央町五丁目 70 番地（庁舎２階）

電話：0562-85-3895
ファクス：0562-47-2888